## 第17号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年2月16日提出

芦屋市長 山 中 健

## 提案理由

既存住宅に係る長期優良住宅認定制度の創設及び建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律の制定に伴い、認定申請等に係る手数料を定めるため、この条例を 制定しようとするもの。

## 芦屋市条例第 号

### 芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例(平成12年芦屋市条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表 3建設関係(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表番号1の項金額の欄中イ(4)の次に次のように加える。

(5) 既存の住宅の増築又は改築に係るもので長期使用構造等適合計画以外である場合

床面積の合計が200m<sup>2</sup>以内のもの 72,000円

- 200㎡を超え500㎡以内のもの 168,000円
- 500m<sup>2</sup>を超え1,000m<sup>2</sup>以内のもの 269,000円
- 1, 000m²を超え3, 000m²以内のもの 542, 000円
- 3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 955,000円
- 5, 000m²を超え10, 000m²以内のもの 1, 628, 000円
- $10,000m^2$ を超え20,000m<sup>2</sup>以内のもの 3,008,000円
- $20,000m^2$ を超え30,000m<sup>2</sup>以内のもの 4,284,000円
- 30,000m2を超えるもの 5,270,000円
- (6) 既存の住宅の増築又は改築に係るもので長期使用構造等適合計画である 場合

床面積の合計が200m<sup>2</sup>以内のもの 21,000円

- 200㎡を超え500㎡以内のもの 37,000円
- 500m<sup>2</sup>を超え1,000m<sup>2</sup>以内のもの 61,000円
- 1,000m2を超え3,000m2以内のもの 114,000円
- 3, 000m<sup>2</sup>を超え5, 000m<sup>2</sup>以内のもの 171, 000円
- 5, 000m<sup>2</sup>を超え10, 000m<sup>2</sup>以内のもの 251, 000円
- 10,000 $m^2$ を超え20,000 $m^2$ 以内のもの 425,000円
- 20,000m2を超え30,000m2以内のもの 530,000円
- 30,000m2を超えるもの 627,000円

別表 3建設関係(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表番号2の項金額の欄ト中「ニまで」の次に「又はへからトまで」を加え、同項同欄中トをヌとし、同項同欄へ中「イ」の次に「又はへ」を加え、同項同欄中へをリとし、ホの次に次のように加える。

へ 既存の住宅の増築又は改築に係るものは1件につき、次に定めるとおりと する。

変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの 11,000円

- 200㎡を超え500㎡以内のもの 21,000円
- 500m<sup>2</sup>を超え1,000m<sup>2</sup>以内のもの 38,000円
- 1,000m<sup>2</sup>を超え3,000m<sup>2</sup>以内のもの 67,000円
- 3,000m2を超え5,000m2以内のもの 109,000円
- 5, 000m<sup>2</sup>を超え10, 000m<sup>2</sup>以内のもの 173, 000円
- 10,000 $m^2$ を超え20,000 $m^2$ 以内のもの 285,000円
- 20,000m2を超え30,000m2以内のもの 343,000円
- 30,000㎡を超えるもの 393,000円
- ト 既存の住宅の増築又は改築に係る場合において、長期優良住宅法第6条第 1項第1号に係る変更がある場合(変更に係る長期優良住宅建築等計画が長 期使用構造等適合計画である場合を除く。)においては、へに定める手数料 のほか、次に定める手数料を納めなければならない。

変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの 51,000円

- 200㎡を超え500㎡以内のもの 131,000円
- 500m<sup>2</sup>を超え1,000m<sup>2</sup>以内のもの 208,000円
- 1,000m<sup>2</sup>を超え3,000m<sup>2</sup>以内のもの 428,000円
- 3, 000m<sup>2</sup>を超え5, 000m<sup>2</sup>以内のもの 784, 000円
- 5, 000m<sup>2</sup>を超え10, 000m<sup>2</sup>以内のもの 1, 377, 000円
- 10,000m2を超え20,000m2以内のもの 2,583,000円
- 20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの 3,754,000円
- 30,000m2を超えるもの 4,644,000円
- チ 既存の住宅の増築又は改築に係る場合において、長期優良住宅法第6条第 1項第2号、第4号又は第5号に係る変更がある場合においては、へに定め る手数料のほか、次に定める手数料を納めなければならない。

変更に係る部分の床面積の合計が200㎡以内のもの 9,300円

- 200㎡を超え500㎡以内のもの 16,000円
- 500m2を超え1,000m2以内のもの 23,000円
- 1, 000m²を超え3, 000m²以内のもの 47, 000円
- 3, 000m²を超え5, 000m²以内のもの 62, 000円
- 5, 000m<sup>2</sup>を超え10, 000m<sup>2</sup>以内のもの 78, 000円
- 10,000m2を超え20,000m2以内のもの 140,000円
- 20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの 187,000円
- 30,000㎡を超えるもの 234,000円

別表 3建設関係(8)マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係の表の次に次の1表を加える。

(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

番号 事務	
要性能の向上に関する 法律(平成27年法律第 53 号。以下(9)建築物の エネルギー消費性能の 向上に関する法律関係 の表において「法」と いう。)第29条第1項 の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能向 上計画(以下(9)建築物の エネルギー消費性能向 上計画(以下(9)建築物の のエネルギー消費性能 の向上に関する法律関係 の表において「性能 向上計画」という。)の認定の申請に対する 審査  性能向上計画はいう。)の認定の申請に対する 審査  性能向上計画はいう。)の認定の申請に対する 審査	
法律(平成27年法律第 53 号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下(9)建築物のエネルギー消費性能向上計画(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「住宅的一上に関する法律関係の表において「性能向上計画」という。)の認定の申請に対する審査  「法律関係の表において「住宅物」という。)の認定の申請に対する審査  「本者のとおりとする。 (1) 人の居住の用に供する建築物 (以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「住宅部分」といのみを有する建築物(以下(9)建のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「住宅物」という。)に係る性能向上計ある場合  「本者のは、10年の、10年の表が、住宅(以下(9)建築物のエネル、消費性能の向上に関する法律の表において「一戸建ての住という。)の場合 (年で、以下(9)建築物のエネル、消費性能の向上に関する法律の表において「一戸建ての住という。)の場合 (月900円 200㎡を超えるもの 7,400円 200㎡を超える 7,400円 200㎡を超上に関土を対しては、10円 200㎡を20円 2	
53 号。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下(9)建築物のエネルギー消費性能向上計画(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「性能向上計画」という。)の認定の申請に対する審査  53 号。以下(9)建築物の流流がでは、1 件につ次に定めるとおりとする。 (1) 人の居住の用に供する建築物分(法第11条第1項に規定する部分をいう。以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律係の表において「住宅部分」といのみを有する建築物(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「住宅物」という。)に係る性能向上計ある場合をでは、以下(9)建築物のエネル消費性能の向上に関する法律の表において「一戸建ての住という。)の場合、床面積の合計が200㎡以内の6,900円200㎡を超えるもの7,400円200㎡を超上に関するは、1 中に対象性に対象性に対象性に対象性に対象性に対象性に対象性に対象性に対象性に対象性	
エネルギー消費性能の 向上に関する法律関係 の表において「法」と いう。)第29条第1項 の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能向 上計画(以下(9)建築物 のエネルギー消費性能 の向上に関する法律関係の表において「住宅部分」とい のみを有する建築物(以下(9)建 のの表において「性能 向上計画」という。) の認定の申請に対する 審査  「他に でに、以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に る法律関係の表において「住宅 物」という。)に係る性能向上記 ある場合 a 一棟の建築物で住戸の数が 住宅(以下(9)建築物のエネル 消費性能の向上に関する法律 の表において「一戸建ての住 という。)の場合 床面積の合計が200㎡以内の 6,900円 200㎡を超えるもの7,400円 b 一戸建ての住宅以外の住宅の	
向上に関する法律関係 の表において「法」と いう。)第 29 条第 1 項 の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能向 上計画(以下(9)建築物 のエネルギー消費性能 の向上に関する法律関係の表において「住宅部分」とい のみを有する建築物(以下(9)建 係の表において「住宅部分」とい のみを有する建築物(以下(9)建 のみを有する建築物(以下(9)建 のみを有する建築物(以下(9)建 のエネルギー消費性能の向上に る法律関係の表において「住宅 向上計画」という。) の認定の申請に対する 審査  「他に 向上に関する法律 のたる性能向上記 ある場合 a 一棟の建築物で住戸の数が 住宅(以下(9)建築物のエネル 消費性能の向上に関する法律 の表において「一戸建ての住 という。)の場合 床面積の合計が 200 ㎡以内の 6,900 円 200 ㎡を超えるもの 7,400 目 b 一戸建ての住宅以外の住宅の	5書類
の表において「法」という。)第 29 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「住宅部分」といの表において「住宅部分」といの設定の申請に対する審査  (1) 人の居住の用に供する建築物分(法第 11 条第 1 項に規定する部分をいう。以下(9)建築物のエギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「住宅部分」といのみを有する建築物(以下(9)建築のエネルギー消費性能の向上に関立を法律関係の表において「住宅物」という。)に係る性能向上計ある場合  a 一棟の建築物で住戸の数が住宅(以下(9)建築物のエネル消費性能の向上に関する法律の表において「一戸建ての住宅以外の自宅のでものではを図りの開発を超えるもので、400 円のではを超えるもので、400 円のではを図りのではで図りのではでの場でではでの場でではでは外の住宅のではでは外の住宅のはでは、1 人の居住の用に供する建築物のエネル部費性能の向上に関する法律の表において「一戸建ての住宅のではでは、1 人の居住の用に供する建築物のエネル部費性能の向上に関する法律の表において「一戸建ての住宅のではでは、1 人の居住の用に供する建築物のエネル部費性能の向上に関する法律関係の表において「一戸建ての住宅の関するという。) の場合 床面積の合計が200 ㎡以内のも、900 円 200 ㎡を超えるもので、400 円 200 ㎡を超えるものでは、400 円 200 ㎡を超えるは、400 円 200 ㎡を超えるものでは、400 円 200 ㎡を超えるは、400 円 400 円 40	つき,
いう。)第29条第1項 の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能向 上計画(以下(9)建築物 のエネルギー消費性能 の向上に関する法律関 係の表において「住宅部分」とい のかを有する建築物(以下(9)建 のの上に関する法律関 係の表において「性能 向上計画」という。) の認定の申請に対する 審査	
の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能向 上計画 (以下(9)建築物 のエネルギー消費性能 の向上に関する法律関 係の表において「住宅部分」とい のみを有する建築物 (以下(9)建 係の表において「住宅部分」とい のみを有する建築物 (以下(9)建 のエネルギー消費性能の向上に る法律関係の表において「住宅 物」という。) に係る性能向上計 ある場合 審査  ・棟の建築物で住戸の数が 住宅(以下(9)建築物のエネル 消費性能の向上に関する法律 の表において「一戸建ての住という。) の場合 床面積の合計が 200 ㎡以内の 6,900 円 200 ㎡を超えるもの 7,400 目 b 一戸建ての住宅以外の住宅の	勿の部
エネルギー消費性能向 上計画(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「住宅部分」といの向上に関する法律関係の表において「性能向上計画」という。)の認定の申請に対する審査  「中の建築物で住戸の数が住宅(以下(9)建築物のエネル消費性能の向上に関する法律の表において「一戸建ての住という。)の場合床面積の合計が200㎡以内の6,900円200㎡を超えるもの7,400円6	5住宅
上計画(以下(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表において「性能向上計画」という。)の認定の申請に対する審査  「会議を関係の表において「性能を向上計画」という。)の認定の申請に対する審査  「会議を関係の表において「住宅を対した。」を表しません。)に係る性能向上計画を対した。)を表しません。)を表しません。 「会議を関係の表において「一戸建ての独立を対した。)の場合を表において「一戸建ての住という。)の場合を表しません。 「会議を超えるものでは、100円では、10	ロネル
のエネルギー消費性能 の向上に関する法律関係の表において「性能 向上計画」という。) の認定の申請に対する 審査  のみを有する建築物(以下(9)建 のエネルギー消費性能の向上に る法律関係の表において「住宅 物」という。)に係る性能向上計 ある場合 a 一棟の建築物で住戸の数が 住宅(以下(9)建築物のエネル 消費性能の向上に関する法律 の表において「一戸建ての住 という。)の場合 床面積の合計が 200 ㎡以内の 6,900 円 200 ㎡を超えるもの 7,400 目 b 一戸建ての住宅以外の住宅のま	上律関
の向上に関する法律関係の表において「性能 向上計画」という。)の認定の申請に対する 審査 のエネルギー消費性能の向上に 物」という。)に係る性能向上計 ある場合 a 一棟の建築物で住戸の数が 住宅(以下(9)建築物のエネル 消費性能の向上に関する法律 の表において「一戸建ての住 という。)の場合 床面積の合計が 200 ㎡以内の 6,900 円 200 ㎡を超えるもの 7,400 F b 一戸建ての住宅以外の住宅の	いう。)
係の表において「性能 向上計画」という。) の認定の申請に対する 審査	<b></b>
向上計画」という。)の認定の申請に対する 審査 物」という。)に係る性能向上計 ある場合 a 一棟の建築物で住戸の数が 住宅(以下(9)建築物のエネル 消費性能の向上に関する法律 の表において「一戸建ての住 という。)の場合 床面積の合計が 200 ㎡以内の 6,900 円 200 ㎡を超えるもの 7,400 F b 一戸建ての住宅以外の住宅の	2関す
の認定の申請に対する 審査 ある場合 a 一棟の建築物で住戸の数が 住宅(以下(9)建築物のエネル 消費性能の向上に関する法律 の表において「一戸建ての住 という。)の場合 床面積の合計が 200 ㎡以内の 6,900 円 200 ㎡を超えるもの 7,400 F b 一戸建ての住宅以外の住宅の	三建築
審査  a 一棟の建築物で住戸の数が 住宅(以下(9)建築物のエネル 消費性能の向上に関する法律 の表において「一戸建ての住 という。)の場合 床面積の合計が200㎡以内の 6,900円 200㎡を超えるもの7,400円 b 一戸建ての住宅以外の住宅の	十画で
住宅(以下(9)建築物のエネル 消費性能の向上に関する法律 の表において「一戸建ての住 という。)の場合 床面積の合計が200㎡以内の 6,900円 200㎡を超えるもの7,400円 b 一戸建ての住宅以外の住宅の	
消費性能の向上に関する法律 の表において「一戸建ての住 という。)の場合 床面積の合計が 200 ㎡以内の 6,900 円 200 ㎡を超えるもの 7,400 F b 一戸建ての住宅以外の住宅の	10
の表において「一戸建ての住 という。)の場合 床面積の合計が 200 ㎡以内の 6,900 円 200 ㎡を超えるもの 7,400 「 b 一戸建ての住宅以外の住宅の	レギー
という。)の場合 床面積の合計が200 ㎡以内の 6,900 円 200 ㎡を超えるもの 7,400 F b 一戸建ての住宅以外の住宅の	丰関係
床面積の合計が 200 ㎡以内の 6,900 円 200 ㎡を超えるもの 7,400 F b 一戸建ての住宅以外の住宅の	È宅」
6,900円 200㎡を超えるもの 7,400 b 一戸建ての住宅以外の住宅の	
200 m <sup>2</sup> を超えるもの 7,400 fb 一戸建ての住宅以外の住宅の	りもの
b 一戸建ての住宅以外の住宅の	
	円
	場合
床面積の合計が 300 m以内の	しもの
12,000 円	
300 ㎡を超え 2,000 ㎡以内の	もの
28,000 円	
2,000 m²を超え 5,000 m²以内	のも
の 66,000円	
5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内	勺のも
の 103,000円	_

10,000 ㎡を超え 25,000 ㎡以内の もの 165,000 円 25,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内の もの 234,000円 50,000 m を超えるもの 368,000 (2) 住宅建築物以外の建築物に係る性 能向上計画である場合 a 住宅部分 床面積の合計が 300 m以内のもの 12,000 円 300 ㎡を超え 2,000 ㎡以内のもの 28,000 円 2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内のもの 66,000円 5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内のも の 103,000 円 10,000 ㎡を超え25,000 ㎡以内のも の 165,000 円 25,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内のも の 234,000 円 50,000 ㎡を超えるもの 368,000 b 住宅部分以外の建築物の部分(以 下(9)建築物のエネルギー消費性能 の向上に関する法律関係の表にお いて「非住宅部分」という。) 床面積の合計が 300 m以内のもの 12,000 円 300 ㎡を超え 2,000 ㎡以内のもの 35,000 円 2,000 ㎡を超え5,000 ㎡以内のもの 103,000 円 5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内のも の 151,000 円 10,000 ㎡を超え 25,000 ㎡以内のも の 198,000 円 25,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内のも の 239,000 円 50,000 m を超えるもの 352,000 円 ロ イに定める場合のほかは、1件につき、 次に定めるとおりとする。 (1) 住宅建築物に係る性能向上計画で ある場合 a 一戸建ての住宅の場合 床面積の合計が 200 m 以内のもの 37,000 円 200 ㎡を超えるもの 42,000 円 b 一戸建ての住宅以外の住宅の場 床面積の合計が 300 m以内のもの 74,000 円

300 ㎡を超え 2,000 ㎡以内のもの

2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内のも

126,000 円

の 222,000円

5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内のもの 310,000 円 10,000 ㎡を超え 25,000 ㎡以内のもの 604,000 円 25,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内のもの 1,045,000 円 50,000 ㎡を超えるもの 1,923,000 円

- (2) 住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合
  - a 住宅部分

床面積の合計が300 m以内のもの74,000円

300 ㎡を超え 2,000 ㎡以内のもの 126,000 円

2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内のもの 222,000 円

5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内のもの 310,000 円

10,000 ㎡を超え 25,000 ㎡以内の もの 604,000 円

25,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内の もの 1,045,000 円

50,000 ㎡を超えるもの 1,923,0 00 円

#### b 非住宅部分

- (a) 建築物エネルギー消費性能基 準等を定める省令(平成28年経 済産業省令・国土交通省令第 1 号。(以下(9)建築物のエネルギ 一消費性能の向上に関する法律 関係の表において「省令」とい う。)第8条第1号イ(2)及びロ (2)に規定する基準による場合 床面積の合計が300 m以内のも の 93,000 円 300 ㎡を超え 2,000 ㎡以内のも の 158,000 円 2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内の もの 264,000円 5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内の もの 339,000円 10,000 ㎡を超え 25,000 ㎡以内 のもの 415,000円 25,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内 のもの 482,000円 50,000 ㎡を超えるもの 644,0 00円
- (b) (a)以外の場合 床面積の合計が300㎡以内のも の 238,000円 300㎡を超え2,000㎡以内のも の 388,000円 2,000㎡を超え5,000㎡以内の もの 563,000円 5,000㎡を超え10,000㎡以内の もの 689,000円

2	法第31条第1項の規定 に基づく性能向上計画 の変更の認定の申請に 対する審査	建築物エネルギー消費 性能向上計画変更認定 申請手数料	10,000 ㎡を超え 25,000 ㎡以内 のもの 823,000 円 25,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内 のもの 935,000 円 50,000 ㎡を超えるもの 1,18 7,000 円 性能向上計画に係る住宅建築物,非住宅建 築物又は複合建築物の変更しようとする 部分の床面積に応じ,1の項に掲げる金額 に相当する額
3	法第36条第1項の規定により、第36条第集集業務(第1項の規定により、第2の規定により、第2の表達をはいる。)のでは、第2のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	イ 市長が定める機関により作成された 法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類その他の場合は、1 件につき、次に定めるとおりとする。 (1) 住宅建築物に係る基準適合認定申請である場合 a 一戸建ての住宅の場合 床面積の合計が200㎡以内のもの6,900円200㎡を超えるもの7,400円 b 一戸建ての住宅以外の住宅の場合 床面積の合計が300㎡以内のもの12,000円300㎡を超え2,000㎡以内のもの28,000円2,000㎡を超え10,000㎡以内のもの66,000円5,000㎡を超え25,000㎡以内のもの165,000円25,000㎡を超え25,000㎡以内のもの234,000円25,000㎡を超え25,000㎡以内のもの234,000円3000㎡を超え2000円300㎡を超え2000円300㎡を超え2000円300㎡を超え2000円300㎡を超え2000円300㎡を超え2000円300㎡を超え2000円300㎡を超え2000円300㎡を超え2000円300㎡を超え2000円300㎡を超え2000円300㎡を超え2000円300㎡を超え2000円300㎡を超え2000円300㎡を超え2000円300㎡を超え2000円300円300円2000円300円300円2000円300円2000円300円2000円2000円2000円2000円2000円25,000㎡と超え5,000㎡以内のもの103,000円

50,000 ㎡を超えるもの 368,000 円

b 非住宅部分

床面積の合計が300 ㎡以内のもの12,000 円

300 ㎡を超え 2,000 ㎡以内のもの 35,000 円

2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内のもの 103,000 円

5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内のもの 151,000 円

10,000 ㎡を超え 25,000 ㎡以内の もの 198,000 円

25,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内の もの 239,000 円

50,000 ㎡を超えるもの 352,000 ロ

- ロ イに定める場合のほかは,1件につき, 次に定めるとおりとする。
  - (1) 住宅建築物に係る基準適合認定申 請である場合
    - a 一戸建ての住宅の場合
    - (a) 省令第1条第1項第2号イ(2) 及びロ(2)に規定する基準(以下 (9)建築物のエネルギー消費性能 の向上に関する法律関係の表に おいて「仕様基準」という。)に よる場合 床面積の合計が200㎡以内のも

床面積の合計が 200 ㎡以内のもの 20,000 円

200 ㎡を超えるもの 22,000円

(b) (a) 以外の場合

床面積の合計が 200 ㎡以内のも の 37,000 円

200 ㎡を超えるもの 42,000円

- b 一戸建ての住宅以外の住宅の場合
- (a) 全ての住戸が仕様基準による 場合

床面積の合計が 300 ㎡以内のもの 37,000 円

300 ㎡を超え 2,000 ㎡以内のもの66,000 円

2,000 ㎡を超え5,000 ㎡以内のも の 126,000 円

5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内の もの 181,000 円

10,000 ㎡を超え 25,000 ㎡以内の もの 328,000 円

25,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内のもの 533,000 円

50,000 m<sup>2</sup>を超えるもの 940,000 円

- (b) (a)以外の場合 床面積の合計が 300 ㎡以内のも の 74,000 円 300 ㎡を超え 2,000 ㎡以内のも の 126,000 円 2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内の もの 222,000 円 5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内の もの 310,000 円 10,000 ㎡を超え 25,000 ㎡以内 のもの 604,000 円 25,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内 のもの 1,045,000 円 50,000 ㎡を超えるもの 1,923,000 円
- (2) 住宅建築物以外の建築物に係る基準適合認定申請である場合
  - a 住宅部分
    - (a) 全ての住戸が仕様基準によ る場合 床面積の合計が 300 m以内のも の 37,000 円 300 ㎡を超え 2,000 ㎡以内のも の 66,000円 2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内の もの 126,000 円 5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内の もの 181,000 円 10,000 ㎡を超え 25,000 ㎡以内 のもの 328,000円 25,000 ㎡を超え 50,000 ㎡以内 のもの 533,000円 50,000 m を超えるもの 940,0 00 円
    - (b) (a)以外の場合 床面積の合計が300㎡以内のも の74,000円 300㎡を超え2,000㎡以内のも の126,000円 2,000㎡を超え5,000㎡以内の もの222,000円 5,000㎡を超え10,000㎡以内の もの310,000円 10,000㎡を超え25,000㎡以内 のもの604,000円 25,000㎡を超え50,000㎡以内 のもの1,045,000円 50,000㎡を超えるもの1,923,000円
  - b 非住宅部分
  - (a) 省令第1条第1項第1号ロに 規定する基準による場合 床面積の合計が300㎡以内のも

の 93,000 円 300 ㎡を超え 2,000 ㎡以内のも の 158,000 円 2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内の もの 264,000 円 5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内の もの 339,000 円 10,000 ㎡を超え25,000 ㎡以内 のもの 415,000 円 25,000 ㎡を超え50,000 ㎡以内 のもの 482,000円 50,000 ㎡を超えるもの 644,00 0 円 (b) (a)以外の場合 床面積の合計が 300 m以内のも の 238,000円 300 ㎡を超え 2,000 ㎡以内のも の 388,000 円 2,000 ㎡を超え 5,000 ㎡以内の もの 563,000 円 5,000 ㎡を超え 10,000 ㎡以内の もの 689,000円 10,000 ㎡を超え 25,000 ㎡以内 のもの 823,000円 25,000 ㎡を超え50,000 ㎡以内 のもの 935,000円 50,000 ㎡を超えるもの 1,187, 000円

#### 備考

- 1 性能向上計画の認定の申請に法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は,(2)建築基準法関係の表1の項に掲げる手数料の金額に相当する額(次の各号に掲げる場合にあっては,当該各号に掲げる額)を加算した額とする。
  - (1) 性能向上計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る(2)建築基準法関係の表2の項に掲げる手数料の金額に相当する額
  - (2) 性能向上計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る(2)建築基準法関係の表3の項に掲げる手数料の金額に相当する額
- 2 複合建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料,建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の額は,この表の複合建築物の住宅部分に係る手数料の額及び非住宅部分に係る手数料の額を合算した額とする。

#### 附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

## 参 照 1

### 芦屋市手数料条例の一部改正要綱

### 1 改正の趣旨

既存住宅に係る長期優良住宅認定制度の創設及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、認定申請等に係る手数料を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

### 2 改正の内容

(1) 既存の住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料及び変更認定申請手数料を次のとおり定める。

(別表 3 建設関係(4)長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の表) (単位:円)

	認定申請手数料※1		変更認定申請手数料※1		
				加算額	
 	長期使用	長期使用			住戸面積,
, ,, ,_ ,_ ,,,,,	,,			長期使用	維持保全
(変更認定申請の場合は変	構造等適	構造等適	基本額	構造等の	計画又は
更に係る部分の床面積)		合計画以		審査が必	資金計画
	場合※2	外の場合		要な場合	に変更が
					ある場合
200 ㎡以内	21, 000	72, 000	11, 000	51, 000	9, 300
200 ㎡超 500 ㎡以内	37, 000	168, 000	21, 000	131, 000	16, 000
500 ㎡超 1,000 ㎡以内	61, 000	269, 000	38, 000	208, 000	23, 000
1,000 ㎡超 3,000 ㎡以内	114, 000	542, 000	67, 000	428, 000	47, 000
3,000 ㎡超 5,000 ㎡以内	171, 000	955, 000	109, 000	784, 000	62, 000
5,000 ㎡超 10,000 ㎡以内	251,000	1, 628, 000	173, 000	1, 377, 000	78, 000
10,000 ㎡超 20,000 ㎡以内	425, 000	3, 008, 000	285, 000	2, 583, 000	140, 000
20,000 ㎡超 30,000 ㎡以内	530, 000	4, 284, 000	343, 000	3, 754, 000	187, 000
30,000 ㎡超	627, 000	5, 270, 000	393, 000	4, 644, 000	234, 000

- ※1 共同住宅等における住戸ごとの申請については、上記手数料を申請対象住 戸数で除して得た額を申請1件当たりの手数料とする。
- ※2 長期使用構造等適合計画とは、登録住宅性能評価機関により長期使用構造 等であると認められた住宅に係る計画をいう。
- (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「性能向上計画」という。)の認定申請手数料及び変更認定申請手数料並びに建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請(以下「基準適合認定申請」という。)の手数料を次のとおり定める。
- (別表 3 建設関係(9)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係の表) ア 住宅部分に係る性能向上計画の認定申請手数料・変更認定申請手数料

(単位:円)

	延べ面積 (変更認定申請の場合は変 更に係る部分の床面積)	適合証 がある場合※1	適合証 がない場合
一戸建ての	200 ㎡以内	6, 900	37, 000
住宅	200 ㎡超	7, 400	42,000
	300 ㎡以内	12,000	74, 000
	300 ㎡超 2,000 ㎡以内	28, 000	126, 000
一戸建ての	2,000 ㎡超 5,000 ㎡以内	66, 000	222, 000
住宅以外の	5,000 ㎡超 10,000 ㎡以内	103, 000	310,000
住宅	10,000 ㎡超 25,000 ㎡以内	165, 000	604, 000
	25,000 ㎡超 50,000 ㎡以内	234, 000	1, 045, 000
	50,000 ㎡超	368, 000	1, 923, 000

- ※1 適合証とは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関により作成された 建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類 その他の市長が定める書類をいう。
- イ 非住宅部分に係る性能向上計画の認定申請手数料・変更認定申請手数料,基 準適合認定申請手数料

延べ面積	適合証がある場合			
(変更認定申請の場合は		モデル建物法	左記以外	
変更に係る部分の床面積)		によるもの※2	によるもの	

300 ㎡以内	12, 000	93, 000	238, 000
300 ㎡超 2,000 ㎡以内	35, 000	158, 000	388, 000
2,000 ㎡超 5,000 ㎡以内	103, 000	264, 000	563, 000
5,000 ㎡超 10,000 ㎡以内	151, 000	339, 000	689, 000
10,000 ㎡超 25,000 ㎡以内	198, 000	415, 000	823, 000
25,000 ㎡超 50,000 ㎡以内	239, 000	482, 000	935, 000
50,000 ㎡超	352,000	644, 000	1, 187, 000

※2 モデル建物法とは、形状に応じたモデル建築物について、年間熱負荷の数値を基準値に適合させる計算方法をいう。

# ウ 住宅部分に係る基準適合認定申請手数料

		古人   おい	適合証が	ない場合
	延べ面積	適合証がある場合	仕様基準に	左記以外
			よるもの※3	によるもの
一戸建て	200 ㎡以内	6, 900	20,000	37, 000
の住宅	200 ㎡超	7, 400	22, 000	42, 000
	300 ㎡以内	12, 000	37, 000	74, 000
	300 ㎡超 2,000 ㎡以内	28, 000	66, 000	126, 000
一戸建て	2,000 ㎡超 5,000 ㎡以内	66, 000	126, 000	222, 000
の住宅以	5,000 ㎡超 10,000 ㎡以内	103, 000	181,000	310,000
外の住宅	10,000 ㎡超 25,000 ㎡以内	165, 000	328, 000	604, 000
	25,000 ㎡超 50,000 ㎡以内	234, 000	533, 000	1, 045, 000
	50,000 ㎡超	368, 000	940, 000	1, 923, 000

- ※3 仕様基準とは、屋根、外壁、窓等について、必要とされる断熱性能、日射 遮蔽性能等を定めた基準をいう。
- エ 複合建築物に係る手数料の額は、住宅部分に係る手数料の額及び非住宅部分に係る手数料の額を合算した額とする。
- 3 施行期日

平成28年4月1日

長期優良住宅の普及の促進に関する法律抜粋

(定義)

#### 第2条 (第1項省略)

2 この法律において「建築」とは、住宅を新築し、増築し、又は改築することをいう。

(第3項から第6項まで省略)

(長期優良住宅建築等計画の認定)

第5条 住宅の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、自らその建築後の住宅の維持保全を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の建築及び維持保全に関する計画(以下「長期優良住宅建築等計画」という。)を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

(第2項から第4項まで省略)

#### (認定基準等)

- 第6条 所管行政庁は、前条第1項から第3項までの規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。
  - (1) 建築をしようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等であること。
  - (2) 建築をしようとする住宅の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。 (第3号省略)
  - (4) 前条第1項又は第2項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
    - イ 建築後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用 するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
    - ロ 建築後の住宅の維持保全の期間が30年以上であること。
    - ハ 資金計画が当該住宅の建築及び維持保全を確実に遂行するため適切なもので

あること。

- (5) 前条第3項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
  - イ 建築後の住宅の維持保全の方法の概要が当該住宅を30年以上にわたり良好 な状態で使用するため適切なものであること。
  - ロ 資金計画が当該住宅の建築を確実に遂行するため適切なものであること。 (第6号省略)

(第2項から第7項まで省略)

(認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更)

第8条 第6条第1項の認定を受けた者は、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。 (第2項省略)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

(平成28年4月1日施行)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定)

第29条 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備等の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修(以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画(以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。)を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

(第2項省略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等)

第30条 所管行政庁は,前条第1項の規定による認定の申請があった場合において, 当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合する と認めるときは、その認定をすることができる。

- (1) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が、建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 (第2号及び第3号省略)
- 2 前条第1項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事に通知し、当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

(第3項から第9項まで省略)

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更)

- 第31条 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

(建築物のエネルギー消費性能に係る認定)

第36条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請することができる。

(第2項から第4項まで省略)